

新型コロナワクチン接種による公欠の取り扱い（令和3年7月2日より適用）

ワクチン接種後3日以内(接種日を含めて4日間)に、副反応の症状が出た場合に限り、接種日が確認できる書類の提出をもって公欠扱いとする。

学 務 課